

復興特別所得税に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 2 日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成 25 年 1 月 1 日より平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間、基準所得税額に対して 2.1%で「復興特別所得税」が付加されることとなりますのでお知らせいたします。

復興特別所得税は、所得税全体を対象としており、「平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間にわたり、所得税額に対して 2.1%を課す」というものです。

利子所得である預金利息、国債利子の所得税額、配当所得（または譲渡所得）である株式投資信託の収益分配金等および信用金庫の普通出資配当金の所得税額に対しても、下記のとおり平成 25 年 1 月 1 日以降は復興特別所得税が適用されます。

記

	～平成 24 年 12 月 31 日	平成 25 年 1 月 1 日～ 平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日～ 平成 49 年 12 月 31 日
預金・公共債の利子、 公社債投資信託の 分配金、償還益等	所得税 15% 住民税 5%	所得税及び 復興特別所得税 15.315% 住民税 5%	
公募株式投資信託の 普通分配金・譲渡益等	所得税 7% 住民税 3%	所得税及び 復興特別所得税 7.147% 住民税 3%	所得税及び 復興特別所得税 15.315% (※) 住民税 5% (※)
信用金庫の 普通出資配当金	所得税 20%	所得税及び復興特別所得税 20.42%	

(※)上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限が到来することによる税率の変更です。

- 利子の計算期間等にかかわらず、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき利子等に対し、上記税率で源泉徴収されます（なお、内国法人等においては、公募株式投資信託の普通分配金等に対し、住民税は徴収されません）。
- 各種資料等によっては、復興特別所得税の税率が表示されていない場合があります。
- 個人向け国債の中途換金時に差し引かれる中途換金調整額は、平成 25 年 1 月 10 日受渡分以降、「直前 2 回分の各利子（税引前）相当額×0.8」から「直前 2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685」となります。
- 公募株式投資信託の普通分配金や譲渡益等について、お客様が確定申告を行う場合には、「各年分の所得税額×2.1%」が復興特別所得税として課税されます。
- 少額貯蓄非課税制度（マル優）、少額公債非課税制度（マル特）を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。

○本資料は、平成 24 年 11 月時点の情報をもとに作成していますが、今後の改正等により、取扱いが異なる場合があります。

○本資料の説明に関わらず、お客様の個別の状況に応じて、取扱いが異なる場合があります。個別具体的なケースにかかる税務上の取扱い等につきましては、税理士・税務署等にご相談ください。

以上